

第1号様式（第4条関係）

山科区防犯機能付き電話機等支給申請書

年 月 日

（宛先）山科区長

山科区防犯機能付き電話機等支給事業実施要綱第4条に基づき、防犯機能付き電話機の手配を申請します。

ふりがな	
氏名	
生年月日	年 月 日生（満 歳）
住所	〒617- 京都市山科区 ※アパート・マンション名、部屋番号を漏れなく御記入ください。
電話番号	075- ※防犯機能付き電話機等を設置する電話番号を御記入ください。
携帯番号	- - ※申請者が所有している場合のみ
緊急連絡先	氏名： (続柄： ) 電話番号： - - ※申請者に連絡がつかない場合に備え、可能な限り御記入をお願いします。
添付書類	申請者の氏名、住所及び現年齢が確認できる書類の写し (健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどの身分証明書)
確認事項	<input type="checkbox"/> 同要綱の各条項を全て承諾した上で、申請します。 ※申請時にチェックを入れてください

※申請内容に虚偽があることが判明した場合、支給の決定を取り消す場合があります。

第2号様式（第5条関係）

京都市指令山地第 号

年 月 日

様

京都市山科区長

（担当：地域力推進室）

山科区防犯機能付き電話機等支給承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山科区防犯機能付き電話機等支給事業については、下記のとおり支給について承認することを決定しましたので通知します。

記

1 使用者氏名

2 使用者住所 京都市山科区

3 設置対象となる 075 - -

固定電話の番号

※ 防犯機能付き電話機等の設置完了後に、区役所から警告メッセージ等再生等の動作確認を行うため、架電します。

※ 今後、防犯機能付き電話機等の使用に際し、アンケート調査をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

第3号様式（第5条関係）

京都市指令山地第 号

年 月 日

様

京都市山科区長

（担当：地域力推進室）

山科区防犯機能付き電話機等支給不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山科区防犯機能付き電話機等支給事業については、下記のとおり支給について不承認することを決定しましたので通知します。

記

1 使用者氏名

（理由）

※ この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3ヶ月以内山科区長に対して審査請求をすることができます。但し、当該期間内であってもこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

第4号様式（第6条関係）

山科区防犯機能付き電話機等受領書兼設置完了届

（宛先）山科区長

住所：京都市山科区

氏名： （自著）

山科区防犯機能付き電話機等支給事業実施要項第6条に基づき、以下のとおり支給を受けた防犯機能付き電話機等について受領し、設置を完了したことを報告します。

支給決定番号：

受領日：           年       月       日

設置完了日：       年       月       日

設置した電話：075－                   －

第5号様式（第10条関係）

山科区防犯機能付き電話機等使用変更届

年 月 日

（宛先）山科区長

氏名：

山科区防犯機能付き電話機等支給事業実施要綱第10条に基づき、年 月 日  
付け京都市指令山地第 号において、支給決定を受けた防犯機能付き電話機等の使用変更を  
届出します。

以下、変更のあった箇所のみに必要な事項を記入ください。

▶ 区内転居した場合：

新住所	〒 — 京都市山科区  ※アパート・マンション名、部屋番号を漏れなく御記入ください。 ※新しい住所が確認できる書類の写し（健康保険証、運転免許証、マイナンバーカードなどの身分証明書）を添付してください
-----	--

※ 区外に転居、居住される（施設入所含む）の場合、区役所まで電話でご連絡ください。

▶ 電話番号を変更した場合：

新しい 電話番号	固定電話： — —  ※防犯機能付き電話機等を設置する電話番号を御記入ください。
-------------	--

▶ 本人の携帯番号及び緊急連絡先を変更した場合：

携帯番号	— —
緊急連絡先	氏 名： (続柄： ) 電話番号： — — ※申請者に連絡がつかない場合に備え、可能な限り御記入をお願いします。

※ 変更後、速やかに区役所まで提出してください。

第6号様式（第11条関係）

京都市指令山地第 号

年 月 日

様

京都市山科区長

（担当：地域力推進室）

山科区防犯機能付き電話機等支給取消決定通知書

山科区防犯機能付き電話機等支給事業実施要項第11条に基づき、 年 月  
日付け京都市指令山地 号において支給決定した防犯機能付き電話機等につ  
いては、支給を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

（理由）

※ この通知を受け取られたら、速やかに防犯機能付き電話機等を山科区役所まで  
返還してください。